

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成26年6月2日提出

亀岡市長 栗山正隆

専決第4号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年3月31日

亀岡市長 栗山正隆

損害賠償額の決定について

市は、道路管理の瑕疵による事故の損害賠償の額を下記のとおり決定する。

平成26年3月31日専決

亀岡市長 栗山正隆

記

- 1 損害賠償の額 10,973円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 58歳男性
- 3 事故の概要

平成25年12月29日午前7時30分頃、相手方所有の自動車が市道東垣内北垣内線を走行中、道路側溝の蓋が外れ、車体が傾き、側溝横の壁に左側ミラーが接触し、損傷した。